

第五編

災害税務の対応

大規模な災害が発生すると、平時ではまったく予想のつかない異常事態が随時に現出する。法律も行政もそのような事態に対応できるための一応の態勢を準備しているはずであるが、現実にはなかなか対応しきれない。また災害の規模、種類、被害の様相によっても対応施策は異なることになる。

今回の阪神・淡路大震災に際しても、緊急立法の必要性が生じ、震災税務に対応した行政施策が急遽策定された。被災者と行政のトラブルも発生した。

今回の様々な経験を踏まえて、今後に備えることの大切さを臨み締めたいものである。

●阪神・淡路大震災における
災害税務に関する緊急立法
要請

●非常時の税務行政

●今後の課題

●雲仙岳噴火災害及び北海道
南西沖地震との税務取扱い
の比較

1

阪神・淡路大震災における 災害税務に関する緊急立法要請



1 要望書作成経緯とその対応について

平成7年1月23日付「兵庫県南部地震に伴う緊急要望書」(以下「第一次要望書」という。)の作成とその対応

平成7年1月17日未明、突然に災害はやってきた。当初の軽微な被害報道状況は一変し、甚大な災害となったことから、19日一応の落ち着きを確認したうえで、事務局と協力のうえ、関係会員の消息を探る一方、直ちに研修部は、構成員協力のもとに、税制上緊急に立法すべき項目及び税務上緊急に対応を必要とする項目について検討を開始した。

震災の発生時点が、平成6年分確定申告時期を目前にしていることから、「確定申告関連事項」について、要望書を作成することとし、その余の事項については、爾後実務面での問題を明確にしたうえで、要望を重ねて行うこととした。

その結果、研修部は取り急ぎ、平成7年1月20日付で会長に具申し、1月23日付で大阪国税局長に対して「第一次要望書」が提出された。

その内容は次のとおりである。

- (1) 被災者の災害復旧に要する資金調達を早期に図るため、災害が平成6年12月31日に発生したものとみなして、災害減免法、雑損控除など税負担減免のための制度を平成6年分の所得税に適用するなどの特例を、緊急に立法されたい。
- (2) 申告等の期限の延長について早急に指定されたい。
- (3) 税理士が被災した場合の申告書の期限の延長について弾力的運営を図られたい。
- (4) 法人税法上適用が停止されている所得税額の控除及び欠損金の繰戻しによる還

1 要望書作成経緯とその対応について

2 その後の要望書の作成等

3 反省事項等

付について、被災した法人に対しては停止を解除するよう緊急に立法されたい。

- (5) 期限のない届出書の適用時期について、弾力的運営を図られたい。

地方税関係については、平成7年1月25日付の国税庁告示第1号が発遣されたことを受け、地方税についても、関係府県知事及び市町村長に対して、「地方税の申告・納付等の期限延長措置についての緊急要望書」を平成7年2月8日付で提出した。

(日税連の対応)

日税連は近畿会の「緊急要望書」の提出を受け、機関決定を省略して、23日直ちに、国税庁へ同様の事項について要望した。なお、この時点で、項目1については、平成6年分と平成7年分の選択適用等とするよう口頭にて追加的に要望している。

国税庁においても、この対応は迅速であり、項目2については、同月25日の官報により対応する等、すべての項目について要望を認めていく方針であることが判明した。

なお、自治省に対しても近畿会の緊急要望書を受けて、同様の要望を行った。

2 その後の要望書の作成等

政府は、被災者等に係る所得税等に対して緊急立法措置を講ずるとともに、国税庁においても、法人税等に関する特例的取扱いを定めて実務的な取扱いについても対応した。

近畿会としては、これらを踏まえたうえで、所得税、法人税、所得税・法人税共通事項、消費税、相続税・贈与税関係並びに地方税関係について、不十分な点を指摘したうえで、3月2日に「阪神・淡路大震災に関する税制上の取扱い等に関する緊急要望書」(「第二次

要望書」)を提出し、法整備並びに取扱いの整備を要望した。

さらに、平成7年4月28日に「阪神・淡路大震災における税務上の取扱いに関する要望書」(「第三次要望書」)を提出している。この第三次要望書は、震災に関する税務上の取扱いが明らかになったにも拘わらず、近畿会各支部及び会員から寄せられた実務上疑義の生じた事項について、行政当局の対応方法等について改善を求め、回答を求めたものである。

例えば、雑損控除については、「罹災証明書について」として、雑損控除の取扱いと罹災証明書の有無の関連、振替納税の取扱いについて、震災後の財産評価方法等、具体的事例に基づいたものであり、大阪国税局においても、それらに対して十分な対応を行った。

日税連においても、第一次要望と同様、近畿会と連携のうえ、第二次要望、第三次要望に対しても、近畿会から提出のあった各要望書により、国税庁等に対して、要望の具体的内容等を説明するとともに、その改正に対しての要望を行い、その実現に努力した。

また、平成7年10月5日には、第四次要望書を提出し、平成7年分確定申告書の提出期限の延長、その他実務的な事項に対する要望事項を取りまとめている。

3 反省事項等

阪神・淡路大震災の税制上の取扱いについての緊急要望に対する近畿会の対応が迅速になされたこと、並びに日税連においても超法規的に処置したことに伴い、大きな成果があったと思われるが、その反面、実務上の問題点などの処置に対しては、必ずしも会員の満足を得るものでなかった点があることは、反省すべきである。

今回のような甚大な災害に対しては、各地方自治体の条例にまかせることなく、自治省が中心となった対応が必要ではないかと感じたので、今後の善処方を望みたい。



2

非常時の税務行政



- 1 国税関係について
- 2 地方税関係について
- 3 市町の発行した「り災証明書」について
- 4 税務署の対応
- 5 その他の事項
- 6 平成8年3月確定申告期の再延長の要望

被災者にとっては、当面の生活の安定が何よりも優先されるが、一方において申告義務の履行も大変気にかかることであったので、できるだけ早く税制上の対応を明確にし、公表することが、被災者心理の面からも必要であった。

一方、行政においては、1月末の合計表・法定調書、給与支払報告書の提出期限、平成6年分の所得税確定申告期が間近に迫っていたため、災害特別税制の立法並びに災害税務の説明会やパンフレットの配布、被災者のための税務相談などは、早期の対応が迫られた。

1 国税関係について

国税関係について、一連の被災地納税者のための立法並びに課税庁のとった措置は、次のようなものであった。

1. 申告等の期限延長について

- (1) 平成7年1月25日 国税庁告示第1号
国税通則法11条、施行令3条1項に基づき申告等の期限延長となる地域指定
11市7町（豊中市・神戸市・尼崎市・明石市・西宮市・洲本市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・三木市・川西市・津名町・北淡町・淡路町・一宮町・五色町・東浦町・西淡町）
- (2) 平成7年2月17日 大阪国税局、時価損害額の簡易計算方法を発表
- (3) 平成7年3月15日 国税庁告示第2号
申告期限等を指定
平成7年1月25日の地域指定告示を受けて平成7年1月17日から平成7年5月30日までの間に期限が到来するものについては平成7年5月31日まで延長する。
- (4) 平成7年3月27日 国税庁告示第3号
 - ① 消費税に関する諸届出書について、平

成7年5月31日までに提出すれば、期限内提出として取り扱う。

- ② 消費税に関する諸届出書について、平成7年5月末までに個別申請手続きをとれば、期限延長を認める。

2. 阪神・淡路大震災税制特例法について

(1) 平成7年2月17日成立 平成7年2月20日公布施行

- ① 災害減免法の適用対象所得を600万円から1000万円に引き上げ
- ② 軽減免除の各段階所得を変更
500万円まで 免除
700万円まで 1/2免除
1,000万円まで 1/4免除
- ③ 国税・地方税とも、雑損控除及び災害減免法の平成6年分への遡及適用を選択的に認める。但し、雑損控除対象の災害関係支出は、確定申告書の提出日の前日までの支出に限る。
- ④ 大震災による被災事業用資産損失も、平成6年分への遡及適用を選択的に認める。

(2) 平成7年3月24日成立 平成7年3月27日公布施行

I. 所得税・法人税の共通事項

- ① 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度(第9条、第17条)
- ② 被災代替資産等の特別償却制度(第10条、第18条)
- ③ 被災市街地内土地譲渡等に係る特別控除等(第13条、第19条)
- ④ 事業用資産の買換えの圧縮記帳制度(第14条、第20条～第22条)
- ⑤ 買換資産の取得期間の特例(第15条、第25条)

II. 所得税関係

- ① 財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄(第7条、附則第5条)
- ② みなし配当課税(第8条)
- ③ 住宅取得資金の借入(第11条)
- ④ 換地処分により代替住宅を取得した場合の譲渡所得の特例(第12条)
- ⑤ 住宅取得促進税制の継続(第16条)

III. 法人税関係

- ① 欠損金の繰戻し還付(第23条)
- ② 仮決算による中間申告の適用(第23・24条共通事項)
- ③ 利子・配当等に係る所得税額の控除(第24条)

IV. 相続税・贈与税関係

- ① 震災以前に相続又は贈与により取得した財産で、震災以後に申告期限が到来するものの指定地域内の土地等及び非上場株式等の価額は、震災直後の価額とする。
- ② 震災から3年以内に開始した相続について、被相続人が開始前3年以内に取得した土地等であっても、取得価額による特例を適用しない。

V. 地価税関係(第32～36条)

- ① 震災により滅失した建物等の用に供されていた土地等の3年間免除
- ② 土地等が相当な被害を受けた場合、7年の地価税免除

VI. 登録免許税関係

- ① 滅失した建物等に代わって取得する建物の保存・移転登記の登録免許税免除
- ② 最低資本金制度による増資登記の軽減措置の1年間延長(大阪府・兵庫県のみ)

VII. 印紙税関係

- ① 地方公共団体又は国民金融公庫からの金銭消費貸借契約の印紙税の免除

課税庁の対応は極めてすばやく、被災後8

日目に、申告期限等を別途告示があるまで延長する旨、決定した。しかし、期限延長がいつまで続くのかについては、3月15日国税庁告示第2号を待たねばならず、この間、税務事務の遅れの中で不安を抱きながら推移した。

発表された告示による期限は、指定地域について、原則として法人、個人とも平成7年5月31日とされた（通達によって、一定の条件がある場合による延長は別途認められることになった。）が、大半の税理士にとっては意外に早いとの認識であり、“もっと延長すべきだ” という声が多かった。

平成7年5月31日までに、遅延している個人、法人の申告を完了させることが不可能に近い状態であることは、被災地を関与する税理士事務所の共通の認識であったと思われる。

ただ法律的には5月31日が提出期限と定められたが、個人の場合は、一定の条件（申告について、大震災の被害を受けたこと等により相当の期間行うことができないと認められる場合）の下では、平成8年3月15日（消費税は平成8年4月1日）までとなった。

法人についても一定の条件（申告について、特に甚大な被害を受けたことなどにより、あ

らかじめ期限
延長の申請を
行えないこと
につき真にや
むを得ない理
由があると認
められる場合
)のもとに
平成8年1月
31日まで延長
されることと
なり、個別延
長申請の手続

きをすれば、別途の延長が認められ実務面で
の問題は少なくなった。

相続税については、平成7年1月17日以後に申告期限の到来するものは、平成7年10月31日まで延長された。

詳細については、課税庁が行った税理士会各支部での説明会で解説されたが、①法律の原則的な期限、②通達による一定の条件による場合の期限、③通則法による個別延長申請の期限との相違について、若干の混乱が生じた者もあったようである。税務署によって配付されたパンフレットでは、理解しにくい点が見受けられたようである。

さらに、個別延長申請の手続きは、課税庁、地方自治体とも簡便な申請方法による弾力的な対応がなされてはいたが、税務署の受付印がある延長申請書のコピーを都道府県、市町村へ提出しなければならず、なお、申請件数も多く、大変面倒で時間もかかり、税理士事務所の事務は煩雑となった。

非常時には少なくとも国・地方の行政が連携して簡便な方法を打ち出す必要があると思われる。

例えば、他府県に事業所等がある場合は、

事業所等の管轄する都道府県、市町村へも延長申請をすることになるが、相手先は被災地での簡便な取扱いが徹底していなくて、その都度、説明しなければならなかった。

特別法待ち出足鈍く

確定申告スタート

特別法待ち出足鈍く

確定申告スタート

県がPRされているため一ても申告者の数はなかった。税務署を訪れる市民は、例年より少なかった。申告見込みも、十七日には成立するよりも、土曜日の特別減免措置の説明など税務相談に足を運んだ市民が目立った。被災地以外の納付期限は来月十五日まで。

特別立法では中絶業者には本来なら九五五分にかかると所得税の軽減措置を今回の震災に限り、九四四分の所得課税に引き上げられている。年末調整の際などに「きんぎょ」になりそうと話している。被災者の中には、所得にも事業用資産の損失を九四四分の所得計算に必要経費として計上できる、とされている。原因では、「ピークは過明け、まだなりりーリー」などになりそうと話している。

その損害額に応じて税金が返される。内容は、十七日も国会で議員に質問する市民の姿が目立っていた。兵衛区水木路の自宅が全壊し、近頃の避難所からの出勤途中等という女性社会福祉士は、「いろいろ説明を聞いたが、手厚さや復旧については、いかに早く進めたい」と話していた。

市役所で、被災地の復興計画が発表された。市役所の復興計画が発表された。市役所の復興計画が発表された。

(新聞社名、日付 不明)

また、期限延長の対象となる事由について、法律の規定は、納税者における理由を要件としているが、今回の震災の場合には、納税者における理由もさることながら、関与の税理士事務所の被災と被災による税理士事務所での事務の遅延が大幅に発生したため、期限内申告が困難となったケースが相当あった。現在、税理士事務所ではコンピュータによって財務を始めとするすべてのデーターが入力されており、データーや機器に破損が生じた場合は、申告等の期限内処理は極めて困難になると予測されるので、期限延長の対象となる事由に、関与の税理士事務所の被災が明確に規定されるように、法律の規定を整備することが望まれる。

しかし、税理士事務所の被災による延長は、法律で定めていないものの、課税庁の取扱いとしては、これを理由にした延長は幅広く認められていたのも事実である。

なお、相続税の延長期限とされた10月31日は、被災に伴って発生した相続のケースでは、期限延長による特典は少なく、殊に、この10月頃は税理士事務所の事務の遅れ、特に期限延長された法人税を中心として申告事務の集中していた時期に重なり懸命に消化していた時期であり疑問が残った。

贈与税については、原則が平成7年5月31日であり、さらに延長するには個別延長申請の手続きが必要であったが、所得税と同様に解釈し、理由のあるケースでは平成8年3月15日であるとする誤解が一部で生じた。

被災直後、諸申告、納付等の期限延長については、次のような認識に立っていた。つまり、国税通則法第11条（国税庁長官は、……政令の定めるところにより、その理由のやんだ日から2月以内に限り当該期限を延長することができる）を、次のように理解していた。

① 災害のやんだ日から2ヶ月間延長されること。

③ 災害がやんだ日は、電気、ガス、水道、通信、交通等の回復状況などを総合的に判断して決められること。

しかしながら、延長期限の発表は、災害のやんだ日、また、理由のやんだ日にも触れず、前記記載のような内容であったため、多くの税理士にとっては予測できない事態であった。

なお、国税通則法政令第3条1項では「国税庁長官は、……法第11条に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認められる場合には、地域及び期日を指定し……」となっており、この政令により、国税庁長官は法により許された裁量の範囲で今回の延長期限の決定がなされたものと理解されている。

また、後日平成8年1月頃に、雑損控除に関する災害関連支出の規定（所得税法政令206条1項2号）における「災害のやんだ日」の法的解釈として、「原則的には、平成7年1月17日であること」（「阪神・淡路大震災に係る所得税関係質疑応答集」）が、課税庁から知らされたが、特にこの点については被災者として、「発生した日」が「やんだ日」との認識には納得できないという意見が多かった。

2 地方税関係について

被災直後の1月31日提出期限の「給与支払報告書」、「償却資産税申告」等については、とりあえず延長する旨の決定は早かったので、これら事務の遅延による不安は解消された。

しかし、一方で、地方税関係の減免の内容がどのようになるのかについては、府県、市町村ごとに取り扱われるため、税理士事務所

に情報が集まらず、納税者への指導を徹底することができなかった。さらに、減免の内容が決定される時期が、多くの市町で遅れたことも特徴であった。

兵庫県においては、事業税の減免について、事務所、または自宅が半壊以上の場合、り災証明書のコピーを提出すれば、一定額の減免がなされ、手続きは簡便であった。

ただし、減免内容の通知については、一度限りの案内のみで、案内で指定された期間を過ぎると救済できなかった。

また、一方で、減免額を年2回払いの内の後期で減免したため、被災者心理にそぐわないとして不評を買った。後期で減免する趣旨は、単にこれまでの取扱いにならったということであり、法的な明確性に欠けるように思われる。この点の改善が望まれる。

被災後に納期の到来する個人市県民税（普通徴収）については、次の通り納期限が延長された。（神戸市の場合）

平成6年度第4期分 平成7年5月26日

平成7年度第1期分 平成7年7月31日

平成7年度第2期分 平成7年10月2日

平成7年度第3期分 平成7年12月25日

特別徴収の市県民税についても、申請により徴収猶予・減免の取り扱いがなされた。

市県民税の減免が決まってから、神戸市では「り災証明書」の原本により、市独自に、減免決定し、事業主に通知した。ただし、一部で「り災証明書」で半壊以上であるのに、特別徴収の減免通知がこないところもあり、一部事務の混乱が見られた。

市県民税については、次の点に問題を残した。

第1点は、国税（所得税）において、期限延長がなされたため申告書の提出がない場合、

及び税務署で還付申告書が未処理事案（以下、「還付保留」という。）としての取扱いがなされたことによって、この分の申告書が市町当局に回付されないこととなった。このケースでは市町は、確定申告書に記載した所得によらず、給与支払報告書等の判明している課税資料で市県民税の税額決定を行った。その結果、市県民税が本来納付すべき税額より多額になる納税者が発生した。

この点については、近畿税理士会神戸支部の役員が神戸市の税制部長等と面談し、国税の還付保留が解決されるまで課税しない様に要望し、神戸市では、その要望に沿う形で解決をみた。自治省通達も発遣されていたことも判明した。

第2点は、国税における雑損控除と災害減免法の選択、地方税における雑損控除と災害減免条例の選択の組み合わせに関する問題である。

極めて専門的な選択が可能であることが徐々に明らかになってきたため、当初の所得税確定申告時に、この制度を理解せずに申告したことによって市県民税の損得の問題が生じた。

被災地納税者の心理からすれば、この特例の利用の機会を失い納税者間に不公平感を生じ、不満が残った。このような複雑な制度ではできれば避けるのが適当ではないだろうか。

近畿税理士会の阪神・淡路大震災対策特別委員会ではこの問題で、会員に解説文書を郵送する一方、被災地市町に課税取扱いの確認を行った。この点については、近畿税理士会から会員に対し、説明文を発送した。（第八編資料参照）

この問題点を要約すると次の通りである。

平成6年分で、国税（所得税）において雑損控除を選択し、住民税で災害減免条例を適

用《国税の申告書の提出日前に住民税の申告書が提出されることが要件（地方税法37条3）》し、次の年以降に国税では雑損失の繰越控除を適用、住民税で雑損控除を適用（国税の申告書提出日前に住民税の申告書を提出することが要件）することが可能であり、この結果、住民税では、災害減免条例と雑損控除をともに適用することができることになり有利となるケースがあった。

平成6年分の所得税確定申告で雑損控除の適用をし、住民税の申告をしなかった場合は、住民税では自動的に雑損控除を選択したものとされるが、期限後（国税の申告書の提出日以後に住民税の申告書を提出すること）に、住民税の申告（減免条例の適用）をすることで、当初の課税の修正を認められるかどうかについては、神戸市は弾力的な取扱いを行ったが、被災地の他の市町においては、すでに選択期限は法律上経過しているとして、認めない方針がとられた。

住民税のパフレットでは、以上のような選択適用について、わかりやすく広報されなかったもので、実務家のレベルでも大きな混乱が生じた。

3 市町の発行した「り災証明書」について

今回の震災では、各自治体とも被災者救済の最前線となり、被災者の怒り、悩み、苦しみの矢面に立った。自治体の職員はすべての部署で非常事態で日夜努力してきたが、被災者の不満を十分に解消できなかった。しかし、このような非常事態においては、すべての被災者の要望を完全に満たすこともまた至難であつたことであろう。

被災直後から始まった「り災証明書」の発

行についても、トラブルがつきまとつた。

1. り災証明書の法的根拠

り災証明書の発行については、法的根拠がない。しかし、今回の大震災における各市町はいうにおよばず、雲仙岳噴火災害、北海道南西沖地震においても、「り災証明書」は発行されている。

地方自治法第2条において防災に関する事務が「市町村の事務」と規定されており、り災証明書発行は災害対策（救助）の一環として取り扱われている。

当初、「り災届出証明書」が発行されていたが、被災者向けの給付金の受給、震災に関する官公署あての申請書等には、建物の被害をまとめた「り災台帳」に基づく「り災証明書」が必要となり、例えば、神戸市では、「り災証明書」発行に向けて、建物の調査をして、り災台帳を作成した。

1995年1月12日 朝日新聞

り災証明書の発行

被災者救済の最前線となり、被災者の怒り、悩み、苦しみの矢面に立った。自治体の職員はすべての部署で非常事態で日夜努力してきたが、被災者の不満を十分に解消できなかった。しかし、このような非常事態においては、すべての被災者の要望を完全に満たすこともまた至難であつたことであろう。

被災直後から始まった「り災証明書」の発行についても、トラブルがつきまとつた。

公庫融資などに必要

被災者救済の最前線となり、被災者の怒り、悩み、苦しみの矢面に立った。自治体の職員はすべての部署で非常事態で日夜努力してきたが、被災者の不満を十分に解消できなかった。しかし、このような非常事態においては、すべての被災者の要望を完全に満たすこともまた至難であつたことであろう。

市町で違う手続き

被災者救済の最前線となり、被災者の怒り、悩み、苦しみの矢面に立った。自治体の職員はすべての部署で非常事態で日夜努力してきたが、被災者の不満を十分に解消できなかった。しかし、このような非常事態においては、すべての被災者の要望を完全に満たすこともまた至難であつたことであろう。

2. り災証明の内容

建物の全壊、半壊、一部破損、全焼、半焼、水損に伴い、り災があったこと。

設備、動産は対象外（り災届出証明書で対応する）。

り災者は建物の倒壊等により被害を受けた所有者・占有者・一時滞在者等。

3. 証明者

倒壊については被災地の市町村長及び区長、焼失については被災地の消防署長となっている。神戸市では、例外として、消防署の方で全半壊の証明書を発行したところもあり、尼崎市では、自治会が証明書の発行を代行したところもあったようである。

「こうべ地震災害対策広報」によると、『り災証明書は、災害の事実があったことを証明するもので、これは、各種減免、給付申請などに使用されます。』と記載されているが、「法的根拠はなく、書式も統一されていない」（自治省行政課）とされている。

神戸市、宝塚市では、2月6日より、り災義援金の配分の申請が始まった。

被災状況が全・半壊（全・半焼）が対象で、「一部破損」は対象外とされた。

ただ、損壊の程度の調査に統一した目安がなく、自治体により判定の程度に差が生じ、市民から苦情が寄せられ、倒壊状況の再調査を行い判定の訂正がなされる場面もあった。自治会に判定を任せるところもあった。このような経緯が所得税の申告に際し、課税庁の取り扱いに影響を与えることとなった。



被災地の税務署の日常業務への復帰は比較的早かったようである。

当初は出勤が不可能な職員が続出したのも、被災地一般の事情の通りであった。

被災後、被災地納税者の税務調査は一般的に中止され、一部、人員の減少がはかられた。

税務調査の再開は平成7年秋以降で、問題があるとみられるケースを中心にスタートしたと聞いている。平成8年7月の定期異動では人員はほぼ通常体制に近い状態に戻されたようである。

この間、被災地各署においては、被災地納税者の税務相談が激増したが、近畿税理士会も積極的に被災地納税者の税務相談に応じることを決め、協力した。

今回発表された雑損控除のための損失額計算をする方法として“住宅、家財等に対する損害額の簡易計算”については、時価損失を計算する上では利便性にすぐれ、また、金額的にも被災者救済に沿うもので好評である。

この取扱いが立法措置で対応したものではなく、また通達でもないということ、細部について明確性にかけることで、実務上判断に困る点もあった。しかし、大筋において、非常時の税務行政施策として、その対応は弾力的な運用がなされたと思われる。

なお、り災証明書における「一部破損」については、特にマンションの一部破損について、り災証明書通り、一部破損として簡易計算の適用を認めず、簡易計算を適用するためには、主要構造部に破損がある旨の別途の証明（建設業者、管理組合等の証明、被災の写真）を必要とすることとして取り扱われた。

この証明がなされない納税者については、

雑損控除の適用により税額還付の申告書が提出されていても、「還付保留」の扱いとした。

具体的な事例としては、次のようなことである。

(1) 「一部破損のり災証明書」で簡易計算による雑損控除の適用をした還付申告書の受理をせず、実額計算に修正する指導がなされた署があったこと。

(2) 「一部破損のり災証明書」で簡易計算による雑損控除の適用をした還付申告書が提出されている場合は、本人への呼び出し状、関与税理士への電話等で、主要構造部に破損がある旨の別途の証明書（建設業者等の証明）の提出の指導、提出されない場合の実額計算への修正の懇請がなされたこと。

修正がされない間は、「還付保留」の扱いになって、平成8年9月現在も一部について残されている。

この問題の背景には、市町村の発行した「り災証明書」の発行基準が、一部破損とする場合必ずしも主要構造部に損壊がある場合とは限らないとの見方があることなどから、一律適用には公平性に問題があるとの課税庁の判断があるものと推察される。

しかし、一方で建設業者等の専門家の判断を前提とする簡易計算の適用についても、被害の見極めが確実とは言い切れないのも事実である。被災後1年以上を経過して屋上、壁面のひび割れが表面化するケース、雨漏りが発生するケースも多く聞かれる。

若干の公平性を欠くとしても、平時の公平性の観点を越えた、非常時における公平性、被災者救済を優先させた姿勢を貫いても良かったのではないと思われる。

この件については、「国税局は当初、税理士会各支部において説明した簡易計算の適用方針を変更した。」と理解する税理士が多く、一

方、署の方は、「当初より何等変更していない。一部破損による簡易計算の適用要件には、主要構造部の損壊が必要なことは、パンフレットにも表示されている。」としており、認識の相違がある。

また、このような署の取り扱いについては、平成7年3月中旬に、署より近畿税理士会の各支部に連絡があったところもあり、支部として会員に通知したところもある。

なお、近畿税理士会から、この問題について要望書を大阪国税局に提出している。(第八編資料参照)

5 その他の事項

被災によって決算事務が完了できず、また、株主総会の開催ができない会社は、税務行政分野においては、緊急立法により、申告期限の延長措置がなされたが、商法上の特例措置は準備されなかったため、事業年度終了後3月以内に株主総会が開催されずに、相当期間遅れた会社には、登記け怠による過料が賦課された。この処分に異存があるときは、り災証明書を添付して、裁判所に異議の申し立てをしなければならないこととなった。異議申立てにより救済されるものと思われるが、これは、いわば、行政庁で準備された緊急立法事項の洩れというべきものであり、専門家団体のどこからも提起されなかったことによって、気づかれなかった事項であると考えられる。今後は専門家団体の相互協議を経た上で、緊急立法要請事項をまとめるなどの対応が望まれる。

6 平成8年3月確定申告期の再延長の要望

平成8年3月の確定申告期は、税理士事務

所にとっては、被災後の事務の遅れが最終的にしわ寄せされる大変な時期となった。

税務署においても、平成6年分の未提出者の申告書提出が重なること、被災に伴う還付申告書の激増で、提出件数が平年の2.5倍と推定し、税理士会への協力を要請した。

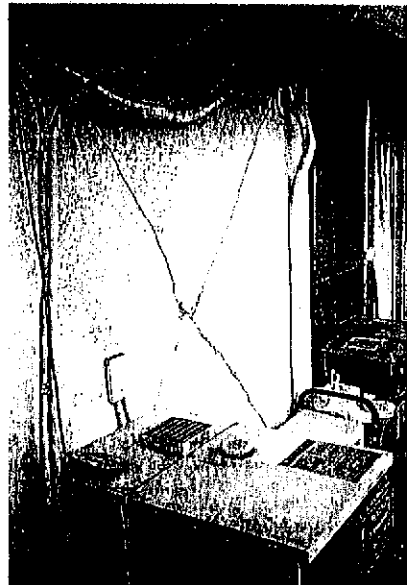
被災地では、被災者のための税務相談を税務署の要請により従来規模を大幅に上まわる日数で取り組み、また、一方では、事務所内の関与先の申告事務を3月15日までに完了せねばならず、被災後の最大の山場を迎えた時期であった。

被災地の税理士事務所では、このような事務の増大を考え、申告期限の再延長をしなければ負担に耐えられないと感じ、再延長を望んだ。近畿税理士会は、日本税理士会連合会を通じて、国税庁に要望し、税理士政治連盟も運動を行ったが、結果として再延長は実現しなかったことは残念であり、今後に残したといえよう。



同じ被害なのに どうして？

被災マンション 所得税雑損控除



マンションの壁に亀裂が入っていても「一部損壊」の簡易計算が認められないケースも出ている＝神戸市内

申告時期で対応チグハグ

簡易計算認めず

住民交渉で措置変更も

税務署

被災の被害者を対象にした所得
税の雑損控除で、同じマンション
の住民でありながら、申告時期な
どによって「簡易計算表」による
損益が認められたい認められな
かったりという矛盾が生じている。
管理組合などからの交渉によっ
ては税務署の措置が変わったアス
もあり、住民からは「同じ被害
に遭っているのに、どうして差
別があるのか」と怒りの声
が出ている。

神戸市中央区にある十四
階建ての民間分譲マンショ
ン。地震で外壁に亀裂が入
り、窓枠が外れるなどの被
害を受けた。三月に入居者
の一部が所得税の雑損控除
を受ける。五月になつて
も、簡易計算は認められ
ない。電話連絡してきた
。また、同区内の民間分譲
マンションでも、二月には
「一部損壊」の被災証明だ
けで簡易計算が認められて
いたが、同様の被害認定を
受けた隣接棟の主婦が五月
四月に申告したところ、五
月になって「一部損壊」な
どを提出してほしい」と、
申告の不備を指摘するはが
きが来た。

いすれも、申告者から建
設会社などに損害賠償を求め
たが「個人には出ない」
などと断られ、税務署には
も対応がばらついており、
各地で住民の不信を招いて
いる。

国税局は「被災証明が
あっても、主要構造部へ軸
組、基礎、屋根、外壁な
ど」の損傷がなければ簡易
計算できない。時期による
対応の違いがあれば、後で
還付金やめるなどの訂正を
する」と説明する。

近畿税理士会神戸支部の
井上吉弘税理士は「厳格に
よって建物の主要部分が損
傷であることは、むしろ不
自然。被災地では建物に限
らず、さまざまな生活面で
の損害が大きい。神戸市の
建物固定資産税減免と同
様、全戸を対象にスムーズ
に減免すべきだ」と話し、

3

今後の課題



阪神間においては、戦後50年、今回のような大規模災害に見舞われたことはなかった。地震による被災ということでは、全国的にもそうであったように思われる。

したがって、災害によって現出された非常事態に対して、国、自治体、諸団体、個人の緊急の諸施策並びに対応は、危機管理への準備不足もあって、すべてが万全の施策、対応とはいかない面もあった。この大震災の経験から学ばなければならない数多くの事項があると考えられる。

私たちが体験し得たことは、税理士としての立場から、一人の生活人からという限られた視点からではあるが、大震災体験を率直に開示して、今後の課題としてしかるべき機関で検討していただきたいと願うものである。

1. 雑損控除の簡便計算を更に画一化して利便性を高めたものを、緊急時取扱いとして法制化、ないしは通達化とすることが望まれる。
2. 繰戻し還付制度は、特定の震災損失についてのみ認められたが、被災後の事業成績の悪化が顕著であることが一般的傾向であることから、震災損失の範囲の拡大、ないしは、繰戻し還付制度の全面適用が望まれる。
3. 申告期限等の延長については、単に納税者の事由のみでなく、関与の税理士事務所の被災によっても延長出来る旨を法律で明確にすることが望まれる。
4. 広域災害または激甚災害での申告期限延長にあたっては、被災地納税者の支援をするために、被災地の周辺地域の税理士の応援を要する。これを円滑に進めるためには、被災地外の地域の税理士の応援をしやすくするため、周辺地域も含めた期限延長を考慮することが望まれる。

5. 課税庁は、簡便なパンフレットを作成、配布し、詳細な部分については署の窓口で対応する方法で納税者に説明することとしているが、非常時における特別な税務については実体面、手続面ともに、より網羅的で詳細なパンフレットを作成し、震災税務をよりわかりやすく広報することが、被災地での無用な混乱の回避と被災者心理に配慮する上で望まれる。
6. 雑損控除と災害減免法（又は条例）との国税、地方税の選択適用とその組み合わせ適用については、より簡便化した分かりやすい制度にされるべきである。
7. 申告期限の延長手続については、遠隔地の自治体において若干の混乱があったが、自治省において統一的な取り扱いを早い時期に徹底できるようにすべきである。
8. 兵庫県では、震災に対応できる共済制度の創設を提案し、遡及適用による救済も考えられているが、早期の創設が望まれる。
9. 自治体との緊急時の連携を円滑に行ない、自治体による業界への緊急時の情報や連絡が税理士会及びその会員に迅速に伝達されるようにするためには、税理士会の組織を地方自治体ごとに対応できるシステムに改善する必要がある。
10. 税理士会として、災害時の見舞金、または緊急融資制度を将来に向かって、全国レベルで確立することが望まれる。
11. 災害時の緊急立法要請等については、専門家諸団体と合同して、網羅的な要請にすることが望ましい。関与先の全体的な支援救済の観点からは、単に租税法分野にとどまらず企業を取り巻く多面的な法制を含めて対応することが望ましいが、そのためには、専門家諸団体との協議が有効である。
12. 税理士会としては、災害時には、災害対

策本部を被災地域内に置き、事務局員を出向させるなどの方法で、支部の機能を補完し、現場情報の早期収集と災害への早期対応を行なうことが望まれる。総じて、税理士会として、今回の災害を機として、クライシス・マネジメントの具体的施策を準備しておくことが必要である。

[illegible]

(新聞社名、日付 不明)

4

雲仙岳噴火災害及び北海道南西沖地震との税務取扱いの比較



1. 阪神・淡路大震災

平成7年1月17日発生の阪神・淡路大震災では、雑損控除の損害額の簡易計算の方法が、大阪国税局より公表された。(第八編資料の国税関係を参照)

建 物

これによると、建物については、建築時期(7区分)と構造別(5区分)による㎡当たりの評価額が公表され、これに延床面積と被害割合を乗じることによって、損害額が簡易に計算できる仕組みになっている。被害割合は、全壊100%、全壊に準ずるもの80%、半壊50%、一部破損20%の4区分となっている。

家 財

また、家財については、平成6年分の総所得金額(1,000万円を限度)の1/2と大人100万円、小人60万円の人数分の合計に、上記の被害割合を乗ずることによって算出することとしている。

車 両

車両については、保有期間(5区分)ごとの時価率を公表し、取得価額に時価率と被害割合を乗ずることによって算出することとしている。

2. 雲仙岳噴火災害

これに対して、平成2年11月17日に噴火し、平成3年6月3日に大噴火した雲仙岳噴火災害では、福岡国税局が「住宅、家財に対する損害額の簡易計算」を公表してい

る。(別掲資料を参照)

建 物

これによると、建物の損害は、固定資産税の課税標準額を1.5倍した金額に「被害割合の判定基準表」の被害区分ごとに決められた被害割合を乗じて算出することとなっている。被害区分は、損壊、没水、風雨等による屋根の損壊の3種類に分かれ、被害の態様に応じてそれぞれに詳細な割合が示されている。

家 財

家財については、被害を受けた年の「前年分の総所得金額」及び「生計を一にする同居親族の数」を基にして計算することとしている。

① 「前年分の総所得金額」に対しては、所得を5区分し、それぞれに決められた割合を乗じる累進的評価法を採用している点が、今回の大震災の大阪国税局と相違するところである。

② 「生計を一にする同居親族の数」による金額については、大人60万円、小人40万円となっている。

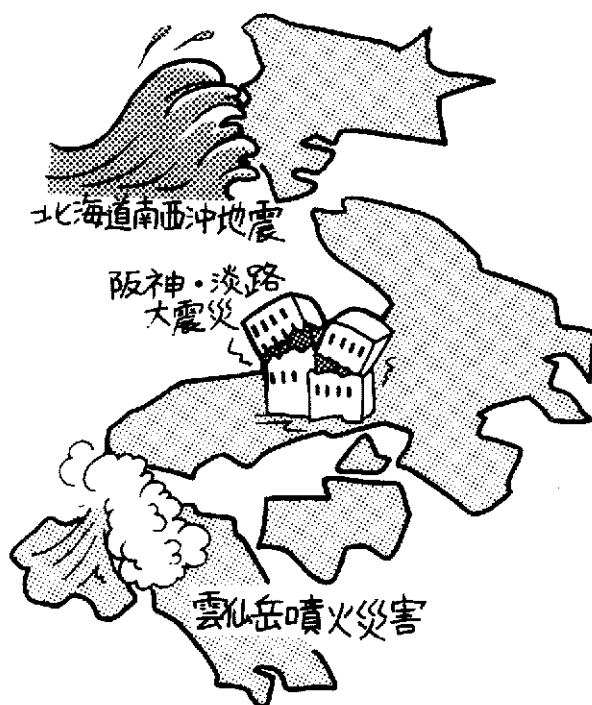
①と②の合計に「被害割合の判定基準表」の被害区分ごとに決められた被害割合を乗じて家財の損失額を算出することになっている。

車 両

車両については公表されていない。

つ比較的規模が小さいことから、大阪局、福岡局のような簡易計算は公表されず、当時の現行法下での所轄税務署の対応となっている。

なお、資料は次ページ以降に掲載した。



3. 北海道南西沖地震

さらに、平成5年7月22日に発生した北海道南西沖地震については、被害が奥尻町(奥尻島の青苗地区)に集中し局地的、か

資料 1

住宅、家財に対する損害額の簡易計算

福岡国税局
税務署

災害により被害を受けた住宅又は家財等の資産の損害額の計算については、被害のあったときの時価（被害を受けた資産を被害を受ける直前の状態で売却することとした場合の価額をいいます。）を基として個々に損害額を計算することになっていますが、損害を受けた資産について個々に損害額を計算することが困難な場合には、次のような方法により損害額を計算していただいても差し支えありません。

なお、保険金、損害賠償金、共済金等で補てんされる額がある場合には、その保険金等を差し引いた後の金額が雑損控除額の計算の基礎となります。

1 建物に対する損害額の計算

建物に対する損害額は、固定資産税の課税標準額を1.5倍した金額に2ページの「被害割合の判定基準表」の被害区分による被害割合を乗じた金額とします。

なお、災害の日において固定資産税の課税標準額が決定されていない新築家屋については、その新築（購入した家財については、その購入）に要した金額に2ページの「被害割合の判定基準表」の被害区分による被害割合を乗じた金額とします。

2 家財に対する損害額の計算

被害を受けた年の「前年分の総所得金額」及び「生計を一にする同居親族の数」を基として次の(1)～(3)の方法により計算した金額の合計額に2ページの「被害割合の判定基準表」の被害区分による被害割合を乗じた金額とします。

なお、前年分の総所得金額を計算する際には、下記イ～ニにご注意ください。

イ 前年分の総所得金額は、譲渡所得の金額及び一時所得の金額を除いた金額によります。

ロ 生計を一にする所得者が2人以上いる場合には、各所得者の前年分の総所得金額を合計した金額を前年分の総所得金額とします。

ハ 事業専従者の方は、一般の給与所得者と同様に取り扱います。

ニ 事業所得の金額又は不動産所得の金額は、事業専従者給与額（事業専従者控除額）を差し引いた後の金額によります。

(1) 「前年分の総所得金額」に応ずる家財の価額

次の速算表により求めた金額を所得割の家財の価額とします。

総所得金額に応ずる家財の価額の速算表

前年分の総所得金額	割合	加算額
200万円まで	5.0%	—
200万円をこえ 300万円まで	4.0%	2.0万円
300万円をこえ 400万円まで	3.0%	5.0万円
400万円をこえ 800万円まで	2.0%	9.0万円
800万円をこえ 2,000万円まで	1.0%	17.0万円

(2) 「生計を一にする同居親族の数（本人を含みます。）」に応ずる家財の価額

次により計算した金額

イ 大人（災害発生のとき18歳以上の人）1人につき 600,000円

ロ 小人 1人につき 400,000円

注 税法上の控除対象配偶者又は扶養親族を有する方でも、単身赴任等で家族と別居している場合、赴任先で災害にあったようなときには同居親族は本人のみとして計算してください。

(3) 所得者が2人以上いる場合の計算

生計を一にする親族のなかに所得者が2人以上いる場合には、各所得者の前年分の総所得金額を合計した金額を(1)の「総所得金額に応ずる家財の価額の速算表」の前年分の総所得金額として計算し、(1)及び(2)により計算した金額の合計額を各所得者ごとの前年分の総所得金額の比によりおん分した金額をもって各所得者ごとの家財の価額とします。

なお、家財評価の具体的な計算方法は4ページに明示しています。

被害割合の判定基準表

区分	被害区分		被害割合		摘 要	
			住宅	家財		
損 壊	全 焼 ・ 流 出 ・ 埋 没		100%	100%	被害住宅の残存部分に補修を加えても再び住宅として使用できない場合です。	
	倒 壊	水を伴う場合	100	95		
		その他の場合		60		
	倒壊に準ずるもの	水を伴う場合	70	50		損失部分の床面積がその住宅の延面積の70%以上に達した程度の場合です。 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上に達した程度の場合です。
		その他の場合		20		
	半 焼 ・ 半 壊	水を伴う場合	40	40		損失部分の床面積がその住宅の延面積の20%以上70%未満又は住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満で被害住宅の残存部分を補修すればもとどおりに使用できる程度の場合です。
		その他の場合		20		
	一 部 破 損	水を伴う場合	20	20		住宅の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合（窓ガラスが数枚破損した程度の軽微な場合は含まれません。）です。
		その他の場合		10		
	水 没	床 下	—	0	0	注1 ① 塩水、重油、土砂の流入 ② 長期没水（24時間以上） の場合には①及び②に該当するごとに左の被害割合に15%を加えてください。 注2 二階建とは同一人が一階、二階とも使用している場合をいいます。 注3 床上とは床板以上をいいます。 二階のみ借りている場合は「床上」を「二階床上」と読みかえてください。
床 上 50センチメートル未満		平 家	30	40		
		二 階 建	20	25		
床 上 50センチメートル以上1メートル未満		平 家	40	60		
		二 階 建	25	35		
床 上 1メートル以上1.5メートル未満		平 家	60	80		
		二 階 建	35	40		
床 上 1.5メートル以上		平 家	65	90		
		二 階 建	40	45		
風雨等による屋根の損壊		屋根の全部の損壊	雨を伴った場合	60	50	
	その他の場合		20			
	屋根の半分程度の損壊	雨を伴った場合	30	30		
		その他の場合		10		

例 太わくでかこった被害割合に該当するときは、「災害減免法の適用」が選択できます。ただし、保険金等により補てんされた金額がある場合には、損害額から保険金等を控除した後の金額が住宅又は家財の評価額の50%以上（「簡易計算によるあなたの損害額」の⑦又は⑩の割合）である場合に限りま。

簡易計算によるあなたの損害額

氏 名				
住 宅 の 損 害 額	固定資産税の課税標準額	①	円	円
	住宅の評価額 (①×1.5)	②		
	損害額 (②×被害割合)	③		
	借家間借の場合の 未償却権利金	④		
	損害額 被災者負担の修繕費	⑤		
	保険金・共済金・損害賠償金などで補てん された額	⑥		
	差引損害額 (③(又は④、⑤)－⑥)	⑦		
⑧参照 損害割合 (⑦÷②)	⑧	%	%	%
家 財 の 損 害 額	前年分の総所得金額	⑨	円	円
	各人の⑨の合計額	⑩		円
	各人の割合 (⑨÷⑩)	⑪	%	%
	前年分の総所得金額に応ずる家財の額 (⑩×速算表の割合+速算表の加算額)	⑫	⑩ 円 × % + 円 = 円	
	生計を一にする同居親族の数に応ずる家財の額 大人(18歳以上の者) 1人につき 600,000円 小人 1人につき 400,000円	⑬	大人 600,000 円 × % = 円 小人 400,000 円 × % = 円 計 円	
	家財の評価額計 (⑫ + ⑬)	⑭	⑫ 円 + ⑬ 円 = 円	
	被害額 (⑭×被害割合)	⑮		円
	保険金・共済金・損害賠償金などで補てん された額	⑯		
	差引損害額 (⑮－⑯)	⑰		
	各人の損害額 (⑰×⑪)	⑱	円	円
⑲参照 損害割合 (⑱÷⑭)	⑲	%	%	%
速 算 表	前年分の総所得金額	割合	加算額	備 考
	200万円まで	50%	—	
	200万円をこえ 300万円まで	40%	20 万円	
	300万円をこえ 400万円まで	30%	50 万円	
	400万円をこえ 800万円まで	20%	90 万円	
	800万円をこえ 2,000万円まで	10%	170 万円	

⑧ ⑦又は⑰の損害割合が50%以上の方は災免法の適用も受けられます。

家 財 の 評 価 方 法

区 分	設例1 (給与所得者)	設例2 (白色事業所得者)	設例3 (青色事業所得者)
前年分の総所得金額	本人 給与所得……3,985,000円 (収入金額……5,800,000円) 一時所得……300,000円 総所得金額……4,285,000円	本人 事業所得………3,150,000円 事業専従者2人(妻、長男) 青色専従者控除前……4,420,000円 妻 給与所得………150,000円 (収入金額………800,000円) 不動産所得………300,000円 長男 給与所得………0円 (収入金額………470,000円) 注 妻、長男の給与所得の収入は、事業専従者控除額に対応するものです。	本人 事業所得………3,500,000円 青色申告控除前……3,600,000円 青色事業専従者2人(妻、長男) 妻 給与所得………550,000円 (収入金額………1,200,000円) 長男 給与所得………850,000円 (収入金額………1,500,000円) 注 妻、長男の給与所得の収入は、青色事業専従者給与額に対応するものです。
生計を一にする同居親族	本人 妻、長男、長女、母 所得なし ※ 長男、長女は18歳未満	本人、妻 長男、嫁、孫1人 所得なし ※ 孫は18歳未満	本人、妻、長男、長女 所得なし ※ 長女は18歳未満
前年分の総所得金額とみなす金額	総所得金額………4,285,000円 一時所得の金額…△300,000円 3,985,000円	本人の所得………3,150,000円 妻の所得………450,000円 3,600,000円	本人の所得………3,600,000円 妻の所得………550,000円 長男の所得………850,000円 5,000,000円
①総所得金額に応ずる家財の評価額	$3,985,000円 \times 0.3 + 500,000円 = 1,695,500円$	$3,600,000円 \times 0.3 + 500,000円 = 1,580,000円$	$5,000,000円 \times 0.2 + 900,000円 = 1,900,000円$
②同居親族の数に応ずる家財の評価額	$600,000円 \times 3人 = 1,800,000円$ $400,000円 \times 2人 = 800,000円$ 2,600,000円	$600,000円 \times 4人 = 2,400,000円$ $400,000円 \times 1人 = 400,000円$ 2,800,000円	$600,000円 \times 3人 = 1,800,000円$ $400,000円 \times 1人 = 400,000円$ 2,200,000円
③家財の評価額 (① + ②)	$1,695,500円 + 2,600,000円 = 4,295,500円$	$1,580,000円 + 2,800,000円 = 4,380,000円$ 本人の分 $4,380,000円 \times \frac{3,150,000円}{3,800,000円} = 3,832,500円$ 妻の分 $4,380,000円 \times \frac{450,000円}{3,800,000円} = 547,500円$	$1,900,000円 + 2,200,000円 = 4,100,000円$ 本人の分 $4,100,000円 \times \frac{3,600,000円}{5,000,000円} = 2,952,000円$ 妻の分 $4,100,000円 \times \frac{550,000円}{5,000,000円} = 451,000円$ 長男の分 $4,100,000円 \times \frac{850,000円}{5,000,000円} = 697,000円$

(注) 設例は、平成3年分所得税の取扱いで計算してあります。

資料 2

指定地域の納税者への周知用チラシ

被災地区の皆様へ

平成3年雲仙岳噴火により
被害を受けられた皆様方に
心からお見舞い申し上げます

下記に記載している地区の方については、国税及び地方税に関する申告・申請・納付などについて平成3年5月29日以降にその期限が到来するものについては、当分の間、期限を延長しますのでお知らせします。

なお、延長後の期限については、後日、お知らせします。

下記地区以外の方でも、被害を受けられた方は、税務署、県税事務所、市・町の税務課に個別に申請することにより申告等の期限の延長が認められます。

記

島 原 市	深 江 町
浜の町、南安德町、中安德町、鎌田町、北安德町、南崩山町、梅園町、船泊町、大下町、門内町、札の元町、天神元町、仁田町、白谷町、北上木場町、南上木場町及び秩父が浦町	大木、松山、芝所、中原、柴原、川原端、下瀬野、中瀬野、上瀬野、下大野木場、中大野木場、上大野木場、新大野木場及び大野台 (注：地名はすべて通称である。)

平成3年7月30日

福 岡 国 税 局
島 原 税 務 署
長 崎 県 市 町
島 原 市
深 江 町

※ 詳細につきましては、次の所に御相談ください。

島 原 税 務 署 0957-62-3281

福岡国税局税務相談室 092-431-5100

092-451-3984

福岡国税局税務相談室

長 崎 分 室 0958-26-8086

長 崎 県 税 務 課 0958-24-1111 (代)

長崎県島原県税事務所 0957-63-0111 (代)

島 原 市 税 務 課 0957-63-1111 (代)

深 江 町 税 務 課 0957-72-2111 (代)

指定地域の納税者への周知用チラシ

被災地区の皆様へ

平成3年雲仙岳噴火により
被害を受けられた皆様方に
心からお見舞い申し上げます

下記に記載している地区の方については、国税及び地方税に關しての申告・申請・納付などについて平成3年8月31日以降にその期限が到来するものについては、当分の間、期限を延長しますのでお知らせします。

なお、延長後の期限については、後日、お知らせします。

下記地区以外の方でも、被害を受けられた方は、税務署、県税事務所、市の税務課に個別に申請することにより申告等の期限の延長が認められます。

記

島 原 市
北千本木町、南千本木町及び上折橋町の上組地区 (注、上折橋町の地区名は通称である)

平成3年11月19日

福 岡 国 税 局
島 原 税 務 署
長 崎 県 市

※ 詳細につきましては、次の所に御相談ください。

島 原 税 務 署 0957-62-3281

福岡国税局税務相談室 092-431-5100

092-451-3984

福岡国税局税務相談室

長 崎 分 室 0958-26-8086

長 崎 県 税 務 課 0958-24-1111 (代)

長崎県島原県税事務所 0957-63-0111 (代)

島 原 市 税 務 課 0957-63-1111 (代)

資料 4

指定地域の納税者への周知用チラシ

平成 7 年 8 月 4 日

被災地区の納税者の皆様へ

雲仙普賢岳噴火災害により被災された皆様方に
心からお見舞い申し上げます。

雲仙普賢岳噴火災害発生以降、次の地区の納税者の方々につきましては、国税、県税及び市・町税に関する申告・申請・納付等の期限が延長されていましたが、この度、これらの期限が下記のとおりとなりましたのでお知らせします。

なお、この期限までに申告・申請・納付等が困難な方は、島原税務署、長崎県島原県税事務所又は島原市役所・深江町役場へご相談ください。

島 原 市	深 江 町
浜の町、南安徳町、中安徳町、鎌田町、北安徳町、南崩山町、梅園町、船泊町、大下町、門内町、札の元町、天神元町、仁田町、白谷町、北上木場町、南上木場町、秩父が浦町、北千本木町、南千本木町及び上折橋町（上組） （注：上組は通称です。）	大木、松山、芝所、中原、柴原、川原端、下瀬野、中瀬野、上瀬野、下大野木場、中大野木場、上大野木場、新大野木場及び大野台 （注：地名はすべて通称です。）

記

1 国税及び県税

平成 3 年 5 月 29 日（島原市のうち北千本木町、南千本木町及び上折橋町の上組地区については、平成 3 年 8 月 31 日）から平成 7 年 10 月 1 日までの間に到来するものの期限

・・・・・・・・平成 7 年 10 月 2 日

2 市税・町税・国民健康保険税等

次表のとおり

税 目 等	対 象	納 期 限、 申 告 期 限 等
市 税、 町 税、 県 民 税	平成 3 年度 1 期～平成 7 年度 2 期	平成 7 年 10 月 2 日（納期限）
固 定 資 産 税	島原市 平成 3 年度 1 期～平成 7 年度 3 期	平成 7 年 10 月 2 日（納期限）
	深江町 平成 3 年度 1 期～平成 7 年度 2 期	
軽自動車税	平成 3 年度全期～平成 7 年度全期	平成 7 年 10 月 2 日（納期限）
国民健康保険税	平成 3 年度 1 期～平成 7 年度 2 期	平成 7 年 10 月 2 日（納期限）
個人市町県民税及び 国民健康保険税の申告期限	平成 4 年度分～平成 7 年度分	平成 7 年 10 月 2 日（申告期限）
法人市町民税の 申告・納付期限	平成 4 年度分～平成 7 年度分	平成 7 年 10 月 2 日（申告期限）
給与支払報告書の提出期限	平成 4 年度分～平成 7 年度分	平成 7 年 10 月 2 日（提出期限）
償却資産の申告期限	平成 4 年度分～平成 7 年度分	平成 7 年 10 月 2 日（申告期限）

※ 詳細につきましては、次へお問い合わせください。

島 原 税 務 署	☎0957-62-3281	福岡国税局税務相談室	☎092-431-5100
長崎県島原県税事務所	☎0957-63-0111	//	☎092-451-3984
島 原 市 税 務 課	☎0957-63-1111	税務相談室長崎分室	☎0958-26-8086
深 江 町 税 務 課	☎0957-72-2111	長 崎 県 税 務 課	☎0958-24-1111

長崎県の一部の地域における国税に関する
申告期限等を指定する件

国税庁告示第七号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第三条第一項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、平成三年七月三十日付国税庁告示第二号において別途国税庁告示で定めることとされている期日は、その期限が平成三年五月二十九日から平成七年十月一日までの間に到来するものについて、平成七年十月二日とし、平成三年十一月十九日付国税庁告示第四号において別途国税庁告示で定めることとされている期日は、その期限が平成三年八月三十一日から平成七年十月一日までの間に到来するものについて、平成七年十月二日とする。

平成七年八月四日

国税庁長官 小川 是

資料 6

雲仙降灰の除去費用について

……………除去費用を支払った場合は、
領収書の保存を……………

除去費用が、年間5万円を超えますと、その超える部分の金額は、雑損控除の対象となります。

〈雑損控除の対象となる除去費用〉

- ① 降灰除去のために雇用した人に対する費用で、賃金、旅費、除灰用具の借料、提供した食事代
- ② 集積した降灰を投棄するための費用で、集灰袋の購入費用、車両の借上料及び負担した燃料費

(注) 生活に通常必要でない資産に対するものは、対象になりません。

★ 雑損控除を受けるためには、確定申告書を提出される際に、その費用を支払ったことを証明する領収書等の書類が必要となります。

詳しいことは、最寄りの税務署や税務相談室にお尋ねください。



福岡国税局・島原税務署

☎ 0957(62)3281

長崎県の一部の地域における国税に関する申告
期限等を延長する件

国税庁告示第四号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第三条第一項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの（その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限る。）で、その期限が平成三年八月三十一日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。

平成三年十一月十九日

国税庁長官 尾崎 護

都道府県名	指 定 地 域
長崎県	島原市のうち北千本木町、南千本木町及び上折橋町の 上組地区 （注、上折橋町の地区名は通称である。）

資料 8

長崎県の一部の地域における国税に関する申告
期限等を延長する件

国税庁告示第二号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第三条第一項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの（その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限る。）で、その期限が平成三年五月二十九日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。

平成三年七月三十日

国税庁長官 尾崎 護

都道府県名	指 定 地 域
長崎県	島原市のうち浜の町、南安德町、中安德町、鎌田町、北安德町、南崩山町、梅園町、船泊町、大下町、門内町、札の元町、天神元町、仁田町、白谷町、北上木場町、南上木場町及び秩父が浦町 南高来郡深江町のうち大木、松山、芝所、中原、柴原、川原端、下瀬野、中瀬野、上瀬野、下大野木場、中大野木場、上大野木場、新大野木場及び大野台 （注、南高来郡深江町の地名はすべて通称である。）

平成 5 年 7 月

北海道南西沖地震で被災された皆様方に 心からお見舞い申し上げます。

税 札幌国税局・税務署

今回の地震災害によって被害を受けられた方々については、次のような国税の軽減・免除、納税の猶予等を受けることができますので、御利用ください。

申告、納付などの期限の延長

▶ 指定地域内の方の場合

平成 5 年 7 月 21 日、大成町、奥尻町、瀬棚町、北檜山町及び島牧村 が国税通則法の規定による災害地域として指定されました。

指定地域内の方については、平成 5 年 7 月 12 日から 9 月 14 日までの間に到来する申告・申請・納付などの期限が、9 月 16 日まで延長されます。

▶ 指定地域以外の方の場合

指定地域以外で被害を受けた方については、所轄税務署長に個別に申請することにより、指定地域内の方と同様に期限を延長することができます。

所得税の軽減・免除

- 1 住宅、家財などの損害額が所得金額の 10 分の 1 を超えた方、又は、災害関連支出が 5 万円を超えた方は、雑損控除として、その超えた額が課税対象から控除されます。
- 2 住宅や家財の半分以上に損害を受け、しかも平成 5 年分の所得金額が 600 万円以下の方は、災害減免法の規定により所得金額に応じて、所得税が全額免除あるいは一部軽減されます。

予定納税額の減額申請

被災された方で予定納税の通知を受けている方は、予定納税額の減額承認申請書を所轄の税務署長へ提出することができます。

源泉所得税の徴収猶予又は還付の申請

住宅・家財の半分以上に損害を受け、かつ、平成 5 年分の所得額の見積額が 600 万円以下の方は、災害減免法の規定により源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

納税の猶予の申請

財産に被害を受けたため税金を一時に納付することができない方は、1 年以内（事情によっては更に 1 年）の範囲で納税の猶予が受けられます。

被災酒類の救済措置

酒類製造者の方又は酒類販売業者の方が販売のために所持している酒類が、災害により亡失等した場合には、被災酒類の所持者の方からの申請に基づき、酒税相当額について災害減免法による救済措置を受けることができます。

※ なお、軽減・免除については、確定申告で精算することになります。

★ ご不明の点や詳細については、お気軽に最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ね下さい。

江 差 税 務 署 ☎ 01395-2-0078	稚 内 税 務 署 ☎ 0162-23-4150
八 雲 税 務 署 ☎ 01376-3-2148	室 蘭 税 務 署 ☎ 0143-22-4151
俱 知 安 税 務 署 ☎ 0136-22-1192	浦 河 税 務 署 ☎ 01462-2-4131
小 樽 税 務 署 ☎ 0134-23-2171	函 館 税 務 相 談 室 ☎ 0138-26-1667
余 市 税 務 署 ☎ 0135-22-2093	苫 小 牧 税 務 相 談 室 ☎ 0144-36-6611
岩 見 沢 税 務 署 ☎ 0126-22-0810	札 幌 国 税 局
留 萌 税 務 署 ☎ 01644-2-0661	税 務 相 談 室 ☎ 011-261-7755